

■パブリックコメントの実施結果

○実施期間

令和元年6月1日（土）～令和元年6月30日（日）（30日間）

○ご意見をいただいた方の人数及びご意見の件数

・インターネット 2人5件

（その他の方法によるご意見の提出はありませんでした。）

○ご意見への対応

- | | |
|---------------------------------|----|
| ① ご意見を踏まえて案の修正を検討するもの | 0件 |
| ② 今後の参考にするもの | 5件 |
| ③ ご意見の趣旨や内容について、考え方を盛り込み済みであるもの | 0件 |
| ④ その他 | 0件 |

○ご意見をいただいた方の人数及び意見の件数

No.	意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
1	黒松のある街並みを残せる条例を敷いてもらいたいです。花と違って、木はその土地の歴史を語り、格を感じさせるものだと思います。木の沢山ある、文化的な空気を感じる景観にしてほしい。歴史的建造物や日本家屋が残る街並みになってほしいです。	今回の条例改正は、歴史的な建築物や樹木が残る街並みなど、地域特性を生かした景観まちづくりを行うため、景観重点地区や事前協議などの仕組みを作るものです。 いただいたご意見は、今後、具体的に景観まちづくりを行う上で参考とさせていただきます。	②
2	添付書類2点をもって、一般の市民から意見を求めるには、無理がある。単に行政手続きの一環として、市民の関心を引くどころか市民のガス抜きにも至らないパブリックコメントと受け止められかねない。	今後、パブリックコメントを実施するに当たっては、分かりやすい資料の作成に努めてまいります。	②

3	<p>市川らしい景観重点地区として景観計画を定めること、地区内での新築に伴う事前届け出協議の実施等、周辺住民や事業者の理解と協力を得る手立てを講じることには、賛成する。</p> <p>この条例改正が、他の自治体との単なる横並びでなく、他の自治体に先んじた市川独自のものになることを願う。</p>	<p>今回の条例改正で位置付ける景観重点地区や事前協議の仕組みを活用し、市川の地域特性を生かした独自の景観まちづくりを進めてまいります。</p>	②
4	<p>条文は解りやすくありたい。</p> <p>別表（第19条関係）の条文は市民に理解し得るものに改めること。</p>	<p>法務部門と協議してまいります。</p>	②
5	<p>市川の景観まちづくりには、今回の景観条例の改正も必要であるが、”道路空間の改善・整備”こそが、市川の景観まちづくりに最も必要である。</p> <p>具体的には、信号のある十字路や踏切の箇所での安全快適な歩行者の滞留スペースの確保、右折レーンと横断歩道の適切な新設、バスベイの設置、県道・市道・橋梁の両脇に2人横並びで傘を萎めずに歩ける歩道の確保と電線の地中化、道路沿いのバラのみならずクロマツの植栽と管理、花壇の整備などはじめ”ガーデニングシティー市川”の推進など。</p>	<p>今回の条例改正は、地域特性を生かした景観まちづくりを行うため、景観重点地区や事前協議などの仕組みを作るものです。</p> <p>具体的なまちづくりの提案につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	②